

留学生の就職と在留資格の変更について

(1) 在留資格の変更について

留学生が日本国内の企業等に就職し、引き続き在留することを希望する場合は、「出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という）」に定められる手続きにより、「留学」から「技術・人文知識・国際業務」等、就労可能な在留資格への変更許可をあらかじめ受ける必要があります。

(2) 主な在留資格

技術・人文知識・国際業務

活動内容	理学、工学その他自然科学分野に属する知識を必要とする業務	法律学、経済学、社会学その他人文科学の分野に属する知識を必要とする業務	外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務
職種例	システムエンジニア、技術開発、設計、品質管理等	企画、営業、マーケティング、財務等	通訳、翻訳、語学の指導、広報、海外取引業務、デザイン他

■在留資格変更許可のポイント

- ① 本人の学歴(専攻課程、研究内容)やその他の経歴から、相応の技術・知識等を有する者であるか。
※大学を卒業すると、母国語の翻訳、通訳、語学指導は大学の専攻に関係なく従事することができる。
- ② 従事しようとする職務内容が、本人の有する技術・知識等を活かせるものか。
- ③ 本人の処遇(報酬等)が適当であるか ※同じ仕事をする日本人と同等額以上
- ④ 雇用企業等の規模・実績から安定性・継続性が見込まれ、さらに本人の職務が活かせるための機会が、実際に提供されるものか。
- ⑤ 在留中の素行に問題ないか ※資格外活動の範囲を超えていないか など

特定活動(本邦大学等卒業者) ←「大学等」に「短期大学、高専、認定専修学校」追加(R6.2)

日本の大学等の卒業者が日本の公私の機関において、日本の大学等において習得した広い知識、応用的能力のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に従事する活動を認めるものです。「技術・人文知識・国際業務」の在留資格においては、一般的なサービス業務(飲食店の接客や小売店の店頭における販売業務)や製造業務(工場のライン業務)が主たる活動となるものは認められません(※)が、本制度においては、要件が満たされれば、これらの活動も可能です。

※ ただし、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格について、例えば雇用期間の定めなく常勤職員として採用され、接客・販売・製造の業務の一部が、採用当初やキャリアステップの一環としての実務研修として、日本人社員についても同様に行われている場合は、「技術・人文知識・国際業務」で許可されることもあります(なお、在留期間更新時に、当初の予定を超えた実務研修があり、その合理的な理由がない場合は、在留期間の更新が認められないこととなります)。

■要件

- ① 常勤の従業員として雇用され、本邦の大学等において習得した知識や能力等を活用することが見込まれること。
- ② 本邦の大学等卒業者に限られること(外国の大学等卒業者は対象とならない)。
- ③ 日本人と同等額以上の報酬を受けること。

④ 高い日本語能力を有すること。

- ア) 日本語能力試験 N1 又は BJT ビジネス日本語能力テストで 480 点以上を有する方が対象
イ) その他、大学又は大学院において「日本語」を専攻して大学を卒業した方については、アを満たすものとして取り扱います。なお、外国の大学・大学院において日本語を専攻した方についても、アを満たすものとして取り扱いますが、この場合であっても、併せて日本の大学等を卒業している必要があります。

特定技能

深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度です。

在留資格「特定技能」には、特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする業務に従事する「特定技能1号」と、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する「特定技能2号」があります。

■特定産業分野 ※2024年4月現在

介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業 の16分野
→特定技能1号までの受入れ可は一重下線、特定技能2号まで受入れ可は二重下線。

在留資格	特定技能1号	特定技能2号
在留期間	1年、6か月又は4か月ごとの更新、 <u>通算で上限5年まで</u>	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認（技能実習2号修了者は免除）	試験等で確認
日本語能力水準	試験等で確認（技能実習2号修了者は免除）	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能

(3) 卒業までに就職が決まらなかった場合（卒業後の就職活動）

就職が決まらずに、卒業後も引き続き日本国内に滞在して就職活動をする場合は、在留資格を「留学」から「(就職活動の)特定活動」へ変更しておく必要があります。在留期間は6か月で、更新が1回可能です。

卒業前から申請できるので、事前に入出国在留管理局や学校の担当者と相談してください。

◆就職活動を行っていることを確認できる書類(選考結果通知書類等)を求められる場合があります。

また、学校の推薦状も必要なので、普段から積極的に就職活動をしておく必要があります。

(4) 入国や在留手続きに関する問い合わせ先

■福岡出入国在留管理局

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号 福岡第一法務総合庁舎

電話：092-717-7595（平日 午前9：00～午後4：00）

ハローワーク福岡中央 福岡外国人雇用サービスセンター

〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィス12階

電話：092-716-8608（平日10：00～18：00）

外国人雇用管理アドバイザーが在留資格についてのご相談に応じます。予約制。

毎週 火・木（10：00～17：00）